

第2章

内国民待遇

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

WTO 協定においては、最恵国待遇と並んで、内国民待遇が基本原則となっている。この原則によれば、輸入品に適用される待遇は、国境措置である関税を除き、同種の国内産品に対するものと差別的であってはならない。サービス協定や TRIPS 協定にも同様の規定が定められている。この原則は、輸入品に対する差別的措置を採ることを妨げる一方で、関税以外の手段により、関税の効果を相殺することをできなくする。後者は、WTO 加盟国である A 国が産品 α に対する輸入関税率を 10 % から 5 % に引き下げた場合に、輸入された産品 α に対してのみ差別的な国内消費税が課されることになれば、5 % の関税引き下げ効果は実質的に減殺されるといった場合である。

内国民待遇原則は、このように輸入産品に国内産品より不利でない待遇を与えることによって、WTO 加盟国の国内における「隠された貿易障壁」を除去することを目的とするものであり、その遵守は、各国間の権利と義務のバランスを維持し、多角的貿易体制を守るためにも必要不可欠である。

(2) 法的規律の概要

① GATT 第3条（内国民待遇原則）

GATT 第3条は、WTO 加盟国が他の加盟国に内国民待遇を供与することを定めている。まず、内国税等及び国内規則について、WTO 加盟国は他の加盟国に国内生産に保護を与えるように輸入産品又は国内産品に適用してはならない旨一般原則を定めている（第3条1項）。また、内国税等については、同種の産品、又は直接的に競争し若しくは代替可能な産品の間では、国内産品以上の水準を輸入産品に課してはならない（第3条2項）、さらに、国内規則については、同種の産品の間では、輸入産品に国内産品より不利でない待遇を付与する（第3条4項）旨定めている。

過去の GATT 上の紛争を取り扱ったパネルの判断においては、「同種の産品」の同種性を判断するに当たっては、産品の最終用途、消費者の嗜好及び慣習・産品の物理的特性及び関税分類が用いられている。この考え方は、基本的に WTO のパネル・上級委員会報告書においても踏襲されている（日本の酒税事件（DS 8、10、11）ほか）。

② GATT 第3条（内国民待遇原則）の例外規定

基本原則たる内国民待遇にも、いくつかの場

合に例外が認められている。

(a) 政府調達

政府調達に関しては、国内産品を優先的に購入することが、GATT 第3条8項(a)において認められ、内国民待遇原則の例外となっている。このような例外が認められる理由は、国防上国内製品を開発し、購入する必要があること、中小企業対策・地域産業振興策・高度技術産業育成などの政策手段として運用されることが多いこと等、政府調達が有する政策的役割をGATT締約国が認識していたからである。

このようにGATTにおいては、政府調達は内国民待遇原則の例外とされたが、複数国間協定たる政府調達協定においては、内国民待遇原則が規定されている。ただし、WTO協定の加盟国は、必ずしも政府調達協定の加盟国となる必要はなく、同協定に参加している国は主に先進国に限られている。したがって、政府調達の分野では、同協定の加盟国間では内国民待遇原則が適用されるが、それ以外の加盟国については、依然として内国民待遇原則は適用されない（詳しくは第13章「政府調達」を参照）。

(b) 国内生産者補助金

国内補助金に関しては、国内生産者に対してのみ補助金を交付することが、GATT 第3条8項(b)により、GATT 第3条のその他の条件及び「補助金及び相殺措置に関する協定」(補助金協定)に反しない限りにおいては認められ、内国民待遇原則の例外となっている。このような例外が認められたのは、補助金が一国の政策手段として有効なものであり、その交付は基本的に産業政策当局の裁量範囲に属するとの認識があるからであるが、他方貿易への悪影響も生じ得るため、補助金協定に詳細な規定が置かれている（詳しくは第6章「補助金・相殺措置」を参

照）。

(c) 開発の初期の段階にある加盟国に関する例外措置（GATT 第18条C）

開発の初期の段階にある加盟国においては、幼稚産業の確立を促進することによりその国民の一般的生活水準を引き上げるため、政府の援助が必要とされ、GATTに合致した措置ではその目的を実際に達成し得ない場合があり得る。この場合、GATT 第18条Cを援用することによりWTO加盟国への通告及び協議手続を経た上で、一定の制限の下でGATT 第1条、第2条及び第13条を除くGATTの規定に反する措置をとり得るものとされている。GATT 第18条Bの一般収支状況を理由とした貿易制限措置（詳しくは第3章「数量制限」を参照）とは異なり、水際措置のみならず内国民待遇義務に違反する措置も、第18条Cの下ではとり得ることとされている。マレーシアの石油化学製品の輸入許可制度のケース（DS 1）において、マレーシアは、ポリエチレンに対する輸入制限を実施する理由としてGATT 第18条Cを援用したが、本件は申立国であるシンガポールが訴えを取り下げ、パネル・上級委員会による最終的な判断はなされなかった。

(d) その他の内国民待遇に関する例外規定

GATT上の内国民待遇原則固有の例外としては、GATT 第3条10項及びGATT 第4条に基づく映画の上映時間割当に関する例外がある。

また、そのほかGATT 第20条の一般的例外規定、第21条の安全保障上の例外規定及びWTO設立協定第9条のウェーバー規定は、内国民待遇原則に対しても適用される（詳細は第1章「最恵国待遇」を参照）。

③ GATT 第3条以外の内国民待遇規定

内国民待遇の基本的な考え方は、WTO協定の発効に伴い、限定された形ではあるが、物品に関する諸協定や、サービス貿易、知的財産分野にも拡張された。物品に関する諸協定では、例えばTBT協定の第5条1項1が最恵国待遇と並んで内国民待遇を定めている。サービス協定では第17条でサービス貿易におけるサービス及びサービス提供者への内国民待遇付与を定めている。また、複数国間貿易協定である政府調達協定においても内国民待遇条項が取り入れられたほか、TRIPS協定第3条においても、知的財産保護に関する他の加盟国の国民への内国民待遇が明示的に規定されている（詳しくは第11章「サービス貿易」、第12章「知的財産保護制度」、第13章「政府調達」を参照）。

(3) 経済的視点及び意義

輸入国は、国内生産者等からの保護主義的圧力を受ける結果、輸入品に対して、内国税や国内規則を差別的に適用することにより、国内生産を保護しようとする傾向を持つ。これは、国内産品と輸入品間の競争条件をゆがめ、経済厚生を低下させる。

内国民待遇原則の下では、このような国内生

産の保護を目的とする政策は原則として認められない。GATT第2条により、国内産業保護の手段として関税が認められているが、これは関税については、譲許表により関税率が公表され、かつ約束されるため、透明性及び予見可能性が高いためである。他方、内国税・国内規則等はいわゆる「隠れた貿易障壁」として、透明性及び予見可能性に乏しいため、貿易歪曲効果が大きい。GATT第3条の存在によって、一般的に国内保護を目的とする政策・措置は阻止され、貿易自由化は促進されることとなる。

さらに、関税譲許との関係に関して言えば、GATT第2条により、国内産業保護の手段として「関税」のみを認めた上で、その漸進的減少により自由化を達成することとしている。しかしながら、たとえ貿易交渉によって関税が引き下げられたとしても、同時に国内生産保護の目的の下で内国税・国内規制が差別的に適用されたならば、表面上は貿易障壁（関税）は下がるが実質的には貿易障壁（内国税・国内規制）が存続することとなる。このように内国民待遇原則は、各国が内国税・国内規則等を通じて関税譲許の価値を減殺することを禁止し、貿易の自由化を促進させる意義をも有する。

2. 主要ケース

内国民待遇原則も、最恵国待遇原則と並ぶGATTの基本原則としてGATTの紛争処理手続において援用されることが多い。ただし、最恵国待遇原則と同様、内国民待遇違反のみが問題となる場合は少なく、最恵国待遇、数量制限、TRIM、基準・認証等他の規定が通常併せて問題となる。

(1) 米国一ガソリン規制に関する措置 (DS 2)

1990年米国大気浄化法（以下「大気浄化法」という）に基づき、米国環境保護庁（EPA）は1993年12月に基準証明に関する規則を制定した。

大気浄化法は、米国内を汚染地域と非汚染地域に分けて、非汚染地域については従来からの

ガソリンを販売することが出来るが、環境汚染度を1990年の水準より高くしないことが求められた。具体的には、1990年時点でガソリンを販売していた精製業者については、その時点で販売していたガソリンを基準（個別基準）とすることが認められ、1990年時点でガソリンを販売していなかった精製業者・輸入業者等については、米国政府が定める統一基準を用いることとされた。

これを受けてEPAは、国内業者は個別基準を用いることとし、輸入業者(外国の精製業者)等は、①1990年に外国で精製したガソリンの75%以上を米国に輸入していた場合は個別基準を用いることとし、②その他の輸入業者等は統一基準を用いることとした。さらに、①の輸入業者等は、その旨を政府当局に期限内に申請することを求められたが、期限内に申請はなかったため、結局①の輸入業者等は実在せず、輸入業者等は全て②に該当し、統一基準を用いることとなった。

上記の措置について、ブラジル、ベネズエラは、GATT第1条及び第3条やTBT協定第2条に違反する等として1995年1月にGATT第22条に基づく協議要請を行った。同年4月にパネルが設置され、翌1996年1月にはパネル報告書が送付された。パネル報告書では、米国の措置がGATT第3条4項に違反すると判断し（第1条及び第3条1項については判断せず）、それがGATT第20条（生命又は健康の保護のために必要な措置や、有限天然資源の保存に関する措置などについての一般例外）で正当化されるかどうかが焦点となったが、パネルの判断は「本措置はGATT第20条(d)及び(g)には該当しない。GATT第20条(b)の政策目的には該当するが、同号で求められる「必要性」の要件を充足していないため、同条の例外には該当しない」というものであった。

パネルの判断に対し、米国は同年2月に上訴を行った。上級委報告書は同年5月に送付されたが、上級委はパネルが行ったGATT第20条(g)に関する判断を誤りとし、本件措置はGATT第20条(g)の「有限天然資源の保存に関する措置」に該当するとしたが、「任意の若しくは不当と認められない差別待遇の手段となるような方法や国際貿易の偽装された制限となるような方法で適用しない」とするGATT第20条柱書の要件を満たさず、GATT第20条によって正当化されないと判断した。

(2) EU—アスベスト及びアスベストを含む製品の輸入・流通等を禁止する措置（DS 135）

消費者・労働者保護のためアスベスト及びアスベストを含む製品の輸入・流通等を禁止するフランスの措置について、1998年10月にカナダがパネル申立を行った。2000年9月のパネル報告書は、本件は内外の同種の産品を差別しておりGATT第3条4項違反であるが、GATT第20条(b)(人、動物等の生命又は健康の保護等を目的とした一般的例外)により正当化される、と判断した。これに対し、2001年3月の上級委員会報告書は、アスベストとアスベスト以外の建築材料は同種の産品といえないとして、GATT第3条4項に係るパネル判断を覆したものの、GATT第20条(b)に係るパネルの判断は妥当であったとしている。

(3) 中国—半導体に賦課される増値税（付加価値税）の還付に関する制度（DS 309）

中国政府は、WTO加盟時より租税や課徴金等の措置につきWTO協定規定に全面的に整合的とすることを確認していたが、半導体製品に対する増値税賦課については、国務院18号通

達「ソフトウェア産業ならびに IC 産業の発展を推進するための政策」(2000 年 6 月)の規定により国内生産半導体に対しては国内の生産者に増値税の還付を行っていた。

国内生産半導体に対する増値税の還付については、事実上輸入品が国産品より高い税を賦課されていると解される可能性があり、内国民待遇 (GATT 第 3 条 2 項) 違反が懸念された。他方、GATT 第 3 条 8 項(b)は、国内生産者のみに対する補助金 (生産者補助金) については内国民待遇原則の例外として交付を認めているが、国務院 18 号通達に基づく本件増値税の還付の実態は国内生産半導体に対する事実上の税の軽減であって生産者補助金ではないと解釈される可能性があった。すなわち、本還付は GATT 第 3 条 8 項(b)上の生産者補助金にはあらず、GATT 第 3 条 2 項の例外には該当しないという疑いがあった。

本件については、米国も我が国と同様の懸念を有しており、2004 年 3 月 18 日、米国は WTO 紛争手続き上の協議要請を行った。同年 4 月 27 日には米中二国間協議が開催され、我が国、EU、メキシコが第三国参加を行い、その後も米中間で非公式な協議が継続された後、同年 7 月 14 日に、両国が合意に至った旨の通報が WTO になされた。合意内容としては、これ以降は新たな企業を増値税還付の対象として認定しないこと、2005 年 4 月 1 日以降は、還付は行わない (現行制度を完全に廃止する) 旨の公示を 2004 年 11 月 1 日に行うこと等が挙げられ、同年 9 月 21 日、当該公示が行われた。

上記公示では、増値税の還付廃止に加えて、半導体産業における研究、開発、人材育成のための政府の助成を実施する旨記載されている。我が国としてはこれら助成と補助金協定との整合性について関心があるため、2004 年 11 月に開催された補助金委員会における補助金に関す

る中国 TRM、及び 2005 年 4 月に開催した経済産業省と中国商務部との定期協議において、中国に対して質問を行ったところ、中国側より、これらの助成については未だ案の段階であり公布はなされていないこと、また実施される際には WTO 協定整合的なものになる旨の回答があった。

(4) 中国一輸入車と国産車の併売禁止

中国国内における自動車販売に関し、国産車販売店における輸入車の販売及び輸入車販売店における国産車の販売を禁止する旨の規定が、2003 年 6 月時点での自動車産業政策の案に盛り込まれていた。

輸入車と国産車の併売が禁止される措置が行われると、多くのディーラーが国産車の販売を選択することにより輸入車の販売が事実上不利な待遇を強いられる可能性があり、GATT 第 3 条第 4 項の規定に違反する疑いがあった。

本件について我が国は、2004 年 6 月及び 12 月の「日中経済パートナーシップ協議」において問題提起したところ、商務部から「併売の禁止はしない。」等の回答が得られた。

その後、2004 年 5 月 21 日付けで国家発展改革委員会から公布された「自動車産業発展政策」、2005 年 2 月 21 日付けで商務部から公布された「自動車ブランド販売管理実施弁法」及び 2005 年 8 月 10 日付けで商務部から公布された「自動車商取引政策」においても、輸入車と国産車の併売を禁止するとの規定は、明文上盛り込まれなかった。

同管理弁法は 2005 年 4 月 1 日付けで施行され、同管理弁法第 38 条に基づき、同年 11 月 21 付けにて国家工商行政管理総局から弁法上の手続きが完了した自動車販売店の名簿が公表されたところであるが、実体面でも特段の問題は生じていない。